

平成 14 年度税制改正の大綱

13 . 12 . 19
財 務 省

社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえつつ、構造改革に資する等の観点から、連結納税制度を創設するとともに、中小企業関係税制及び金融・証券税制等につき所要の措置を講ずることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 連結納税制度

連結納税制度を創設することとし、次の措置を講ずる。

1 基本的な仕組み

(1) 適用法人、適用方法

連結納税制度の適用法人は、内国法人である親会社（100%子会社に該当するものを除く。）と、その親会社に発行済株式の全部を直接又は間接に保有されるすべての内国法人（100%子会社）とする。

親会社は普通法人と協同組合等に、100%子会社は普通法人に限る。

連結納税制度の適用は選択制とし、連結納税制度を選択する場合には、原則として、連結納税制度を適用しようとする事業年度の6月前までに承認申請書を提出し、その事業年度の開始前に国税庁長官の承認を受けるものとする。また、一旦選択した場合には継続して適用するものとする。

親会社は、連結所得に対する法人税の申告及び納付を行う。

連結納税制度の適用を受けた100%子会社は、連帯納付責任を負うものとし、連結所得の個別帰属額等を記載した書類を税務署に提出する。

連結事業年度は、親会社の事業年度に合わせたものとする。

(2) 連結所得金額及び連結税額の計算

連結所得金額及び連結税額の計算の基本的な仕組み

イ 連結所得金額及び連結税額は、連結グループ内の各法人の所得金額を基礎とし、所要の調整を加えた上で、連結グループを一体として計算する。

ロ その上で、連結税額を連結グループ内の各法人の個別所得金額又は個別欠損金額を基礎として計算される金額を基にして連結グループ内の各法人に配分する。

連結グループ内の法人間の取引

連結グループ内の法人間で、資産（固定資産、土地等、金銭債権、有価証券又は繰延資産（これらの資産のうち帳簿価額1,000万円未満のものを除く。）とする。）の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益は、その資産の連結グループ外への移転等の時に、その移転を行った法人において計上する。

利益・損失の二重計上の防止

連結納税制度の適用を受けている100%子会社（以下「連結子会社」という。）の株式を譲渡する場合、連結納税制度の適用を取りやめる場合等には、その譲渡等の時において、その連結子会社の株式の帳簿価額の修正を行う。

連結欠損金額

- イ 連結欠損金額は、5年間で繰越控除する。
- ロ 連結納税制度の適用開始前に生じた欠損金額は、親会社の前5年以内に生じた欠損金額等一定のものに限り、連結納税制度の下で繰越控除する。
- ハ 連結納税制度の適用を取りやめる場合、連結子会社が連結グループから離脱する場合等には、連結欠損金額の個別帰属額をその取りやめる親会社若しくは連結子会社又は離脱する連結子会社に引き継ぐ。

税率

連結所得に対する法人税の税率は、次のとおりとする。ただし、2年間の措置として、次の税率に2%を上乗せする。

- イ 親会社が普通法人である場合の税率 30%
- ロ 親会社が中小法人である場合の軽減税率（年800万円以下の部分） 22%
- ハ 親会社が協同組合等である場合の軽減税率 23%

（注）親会社が特定の医療法人である場合の軽減税率は23%、親会社が特定の協同組合等に該当する場合の特例税率は26%とする。

(3) 連結納税制度の適用開始又は連結グループへの加入、連結グループからの離脱

連結納税制度の適用を受ける法人又は連結グループに加入する法人について、その適用の開始又は加入の前後でみなし事業年度を設け、その前の期間については単体納税制度又は他の連結グループの連結納税制度の下で申告納付を行い、その後の期間については連結納税制度の下で申告納付を行う。

連結グループから離脱した法人は、その連結事業年度開始の日に離脱したものとみなし、5年間再加入を認めない。

連結納税制度の適用開始又は連結グループへの加入に際しては、適用開始法人又は加入法人の資産（固定資産、土地等、金銭債権、有価証券又は繰延資産（これらの資産のうちその含み損益が資本等の金額の2分の1又は1,000万円のいずれか少ない金額に満たないものを除く。）とする。）については、直前の事業年度において、時価評価により評価損益の計上を行う。

ただし、次に掲げる法人（加入の場合は、二からトまでに掲げる法人）については、資産の時価評価による評価損益の計上を行わない。

- イ 親会社
- ロ 株式移転に係る完全子会社
- ハ 親会社に長期（5年超）保有されている100%子会社
- ニ 親会社又は100%子会社により設立された100%子会社
- ホ 適格合併に係る被合併法人が長期保有していた100%子会社でその適格合併により親会社の100%子会社となったもの等
- ヘ 法令の規定に基づく株式の買取り等により親会社の100%子会社となったもの
- ト 株式交換に係る完全子会社（その完全子会社に長期保有されていた100%子会社を含む。）で一定の要件を満たすもの

2 連結所得金額・連結税額の計算に係る諸制度の取扱い

受取配当については連結グループ内の連結子会社からの受取配当について負債利子を控除せずその全額を益金不算入とすることとし、減価償却費については連結グループ内の各法人の個別計算によることとする等、連結所得金額・連結税額の計算に係る諸制度については、連結グループを一体として要件の判定や計算等

を行うことを基本としつつ、制度の趣旨や技術的な観点も踏まえて、措置を講ずる。

3 租税回避行為の防止

多様な租税回避行為に適切に対応するため、包括的な租税回避行為防止規定等を設ける。

4 その他の整備

質問検査権、罰則等について所要の整備を行う。

5 適用関係

連結納税制度については、平成 14 年 4 月 1 日以後に開始し、かつ、平成 15 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度から適用する。

また、連結納税制度の創設に伴い、承認に関する経過措置を講ずる。

6 連結納税制度の創設に伴う財源措置

連結納税制度の創設に伴う税収減に対応するため、以下の措置を講ずる。

(1) 連結納税制度の仕組みの中での措置

連結納税制度を選択した法人に対する付加税（いわゆる連結付加税）の導入
連結所得に対する法人税の税率に、2 年間の措置として、付加的に 2 % を上乘せする。

連結子会社の連結前欠損金の持込み制限

連結納税制度の適用開始前に生じた欠損金額及び連結グループ加入前に生じた欠損金額について、親会社等のものを除き連結納税制度の下での繰越控除の対象外とする。

創設当初の加入子会社等の適用時期の特例（新規子会社等の加入制限）

連結納税制度の承認に関する経過措置の適用を受ける場合には、最初の連結事業年度中に連結グループに加入する法人及び連結納税制度の適用開始時の 100% 子会社のうち、一定のものについては、翌連結事業年度まで連結グループに加入できないものとする。

(2) 課税ベースの見直し

受取配当の益金不算入制度について、特定利子に係る措置を廃止するとともに、特定株式等以外の株式等に係る受取配当の益金不算入割合を 80% から 50% に引き下げる。ただし、中小法人及び協同組合等に関する経過措置等を講ずる。

退職給与引当金制度を廃止し、その廃止前の退職給与引当金勘定の金額については 4 年間（中小法人及び協同組合等にあつては 10 年間）で取り崩す。

経過措置により存置されている旧特別修繕引当金制度を廃止し、その廃止前の旧特別修繕引当金勘定の金額については 4 年間で取り崩す。

(3) 財源措置の見直し

現下の厳しい財政事情に鑑み連結付加税は 2 年間の措置として導入することとしたことから、2 年後において、連結納税制度の実施状況や財政状況等を踏まえ、改めて財源措置の見直しを行う。

（連結納税制度の詳細については、別紙のとおり。）

二 中小企業関係税制

1 同族会社の留保金課税の軽減等

同族会社の留保金課税制度について、次の措置を講ずる。

- (1) 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用措置について、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の中小企業者に該当する法人で前事業年度の損金の額に算入される試験研究費の額及び開発費の額の合計額の収入金額に対する割合が100分の3を超えるものを措置の対象に加えた上、その適用期限を2年延長する。
- (2) 中小法人に係る課税留保金額に対する税額については、その5%に相当する金額を軽減する。
- 2 交際費等の損金不算入制度の定額控除限度額の引き上げ
交際費等の損金不算入制度について、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人に係る定額控除限度額を400万円（現行300万円）に引き上げる。
- 3 取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置
個人が相続又は遺贈により取得した取引相場のない株式等のうち当該会社の発行済株式等の総数の3分の1以下に相当する部分については、次の要件を満たす場合に限り、当該相当する部分の価額のうち3億円を限度として、相続税の課税上、その課税価格を10%減額する措置を講ずる。
当該会社の発行済株式等の総額（相続税評価額ベース）が10億円未満であること。
被相続人等が当該会社の発行済株式等の総数の50%以上を有しており、相続人が引き続き有し、かつ、役員として当該会社の経営に従事していたこと。
なお、この特例を選択した場合には、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例等の適用を停止する。
（注）上記の改正は、平成14年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。
- 4 その他
 - (1) 中小企業投資促進税制について、機械装置の取得価額の最低限度を160万円（現行230万円）に、リース費用総額の最低限度を210万円（現行300万円）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
 - (2) 中小企業技術基盤強化税制について、平成15年3月31日までの間に開始する事業年度（平成15年分）の特別税額控除割合を引き続き100分の10とする。
 - (3) 欠損金の繰戻し還付の不適用措置について、中小企業者の設立後5年間に生じた欠損金額及び中小企業経営革新支援法の承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者の欠損金額に係る適用除外措置の適用期限を2年延長する。

三 金融・証券税制

- 1 障害者等に対する少額貯蓄非課税制度への改組
 - (1) 老人等の少額貯蓄非課税制度（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税制度、老人等の少額預金の利子所得等の非課税制度及び老人等の少額公債の利子の非課税制度をいう。）は、同制度の適用対象者とされている身体障害者手帳の交付を受けている者、遺族基礎年金受給者である被保険者の妻、寡婦年金受給者等（以下「障害者等」という。）に対する少額貯蓄非課税制度に改組する。
（注）上記の改正は、平成18年1月1日から適用する。
なお、年齢65歳以上の者（障害者等に該当する者を除く。）の有する改

正前の老人等の少額貯蓄非課税制度の適用対象とされていた預貯金等につき平成 18 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等のうちに当該利子等の計算期間の初日から平成 17 年 12 月 31 日までの期間に対応する部分がある場合には、その対応する部分の利子等については、従来どおり非課税とする。

- (2) 平成 15 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日までの間の老人等の少額貯蓄非課税制度の適用については、老人等の郵便貯金の利子所得の非課税制度にあつては、同制度の適用対象者（障害者等に該当する者を除く。）のうち平成 14 年 12 月 31 日において非課税郵便貯金申込書を提出して預入をした郵便貯金を有していない者は、郵便貯金の預入の際に非課税郵便貯金申込書を、老人等の少額預金の利子所得等の非課税制度及び老人等の少額公債の利子の非課税制度にあつては、これらの制度の適用対象者（障害者等に該当する者を除く。）は、非課税貯蓄申告書及び特別非課税貯蓄申告書（非課税貯蓄限度額変更申告書及び特別非課税貯蓄限度額変更申告書を含む。）を、それぞれ提出できないこととする。

2 特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得計算及び申告不要の特例の創設

- (1) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、証券会社に一定の要件を満たす特定口座（一の証券会社につき一口座に限る。）を設定し、当該特定口座を通じて取得等をした上場株式等で当該特定口座において管理されているもの（以下「特定口座内上場株式等」という。）を譲渡した場合において、当該特定口座外に当該特定口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等を有しているときは、これらの同一銘柄の上場株式等は、それぞれその銘柄が異なるものとして、これらの同一銘柄の上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算等を行うこととする。
- (2) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が選択をした特定口座において、特定口座内上場株式等の譲渡をした場合には、証券会社は、その譲渡代金の支払の際、一定の方法により計算をした差益について、15%の税率による所得税を徴収し、これを翌月 10 日までに納付するものとする。
この場合において、その年分の株式等の譲渡に係る譲渡所得等につき確定申告をするときは、当該特定口座内上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額を除外して確定申告を行うことができることとする。
- (3) 証券会社は、その年の特定口座内上場株式等に係る年間譲渡損益その他一定の事項を記載した報告書（年間取引報告書（仮称））を作成し、これを、翌年 1 月 31 日までに、特定口座内上場株式等の譲渡の対価の支払調書の提出に代えて当該証券会社の所在地の所轄税務署長に提出するとともに、当該特定口座を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付するものとする。
- (4) その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、平成 15 年 1 月 1 日から実施する。

3 新株予約権制度の施行に伴う税制上の整備

商法の一部改正による新株予約権制度の施行に伴い、次の措置を講ずる。

- (1) 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例制度（ストック・オプション税制）について、次の改正を行う。

適用対象者の範囲に、新株予約権の付与決議のあった株式会社が発行済株

式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数の 100 分の 50 を超える数の株式（議決権のあるものに限るものとし、出資を含む。）を直接又は間接に保有する関係にある法人の取締役又は使用人である個人（当該付与決議のあった株式会社の大口株主及びその特別関係者を除く。）等を加える。

その年における新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額を 1,200 万円（現行 1,000 万円）に引き上げる。

新株予約権の付与決議に基づき当該株式会社と当該取締役等との間に締結された契約の要件として、当該新株予約権の行使をすることができる期間が当該付与決議の日から 10 年以内とされていること及び当該新株予約権の譲渡をすることができないこととされていること等を定める。

- (2) 個人又は法人に対して有利発行の特別決議に基づき新株予約権の付与（無償によるものに限る。）をした株式会社は、当該個人又は法人からの当該新株予約権の行使（ストック・オプション税制の適用を受けるものを除く。）があった場合には、当該個人又は法人の各人別に、その者の氏名又は名称及び住所、新株予約権を行使した日、新株予約権の行使に係る株式の種類及び数量並びに当該行使に係る権利行使価額その他の事項を記載した調書を、その新株予約権の行使をした日の属する年の翌年 1 月 31 日までに、当該株式会社の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととする。
- (3) その他上記(2)の調書に関する質問検査権等を定める。

（注）上記の改正は、平成 14 年 4 月 1 日以後の新株予約権の有利発行の特別決議に基づいて締結する契約により与えられる新株予約権に係るものについて適用する。

4 その他

- (1) 銀行業・証券業・保険業を営む外国法人（合算課税制度上の特定外国子会社等、国内取引相手の過少資本税制上の国外支配株主等に該当する一定の者等を除く。）、外国の中央銀行又は国際機関が、一括清算法の対象者である国内の指定金融機関又は日本銀行との間で、一括登録国債、外国の国債・政府機関債・地方債、国際機関債、外国のこれらの債券の発行体の保証債又は外国の一定の金融機関債を用いて行う一定の要件（取引期間 6 か月以内等）を満たす債券の買戻又は売戻条件付売買取引（いわゆる「レポ取引」）で、平成 14 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に開始する取引により支払を受ける貸付金の利子について、本人確認手続等所要の規定を整備した上、所得税を課さないこととし、源泉徴収を免除する。
- (2) 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限を 3 年延長する。
- (3) 長期所有上場特定株式等を譲渡した場合の 100 万円特別控除の適用対象となる上場特定株式等の範囲に、証券取引所に上場されている未公開株式等投資法人（その有する資産を内国法人の未公開株式等に対する投資として運用する一定の投資法人をいう。）の投資口を加える。
- (4) 償還差益に対する分離課税等の特例制度について、原則として、割引の方法により発行される公社債（以下「割引債」という。）のすべてにつき、発行時の源泉徴収の対象とする整備を行うとともに、短期社債等の振替に関する法律に規定する短期社債等については、その保有・償還が法人に限定されるもの等一定のものに限り、発行時の源泉徴収を行わないこととする。

- (5) 特定株式投資信託の要件に関し、証券取引所に新たに上場される株価指数連動上場投資信託に対応するための所要の整備を行う。
- (6) 外国株価指数に連動する特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等については、配当控除及び受取配当の益金不算入を適用しない。
- (7) 特定株式投資信託の受益証券と特定株式投資信託の信託財産に属する株式との交換をした場合の当該特定株式投資信託の受益証券の譲渡による課税の特例を廃止する。
- (8) 非居住者又は外国法人の一括登録国債の利子非課税制度について、国外で多数向けに募集された外国投資信託で証券投資信託に類するもの（国内で募集されたものを除く。）が支払を受ける一括登録国債の利子を、一定の要件の下に、非課税の対象とする。
- (9) 自己株式（いわゆる「金庫株」）の処分に伴って生ずる譲渡益・譲渡損に相当する金額については、資本積立金額の増加・減少金額とする。

四 社会経済情勢の変化への対応

1 土地・住宅税制

- (1) 一定の要件を満たす中高層の耐火建築物及びその敷地を、平成 14 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に一体として取得した場合には、当該中高層の耐火建築物及びその敷地の所有権等の移転登記に対する登録免許税の税率を 1,000 分の 25（本則 1,000 分の 50）等に軽減する。
- (2) 平成 15 年 12 月 31 日までその適用が停止されている土地・建物等に係る長期譲渡所得に対する税率について、課税長期譲渡所得金額 8,000 万円超の部分の 30%の税率を廃止するとともに、当該部分の税率を 25%とする。
- (3) 収用交換等による資産の譲渡が、公共事業施行者から当該資産につき最初の買取り等の申出のあった日から 6 月を経過した日以後に行われている場合であっても、土地収用法の仲裁を受け、かつ、当該仲裁の申請が当該申出のあった日から 6 月を経過した日までになされているときは、一定の要件の下で、収用交換等の 5,000 万円特別控除の適用を認める。
- (4) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例の適用期限を 3 年延長する。
- (5) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用対象となる増改築等の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の修繕又は模様替えを加える。
（注）上記の改正は、増改築等をした居住用家屋を平成 14 年 4 月 1 日以後に自己の居住の用に供する場合について適用する。
- (6) 阪神・淡路大震災に係る再建住宅等の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用期限を 3 年延長する。
- (7) 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を 2 年延長する。

2 環境・福祉への配慮

- (1) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備等の見直しを行うとともに、一定の設備に係る基準取得価額を取得価額の 100 分の 50 相当額（現行 100 分の 75 相当額）に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

- (2) 再商品化設備等の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- 次の設備を適用対象に加える。
- イ 建設混合廃棄物選別設備のうち、特定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設の前処理として使用されるもの
- ロ 廃木材乾燥熱圧装置、食品循環資源油脂化施設及び食品循環資源メタンガス化設備
- ペットボトルリサイクル設備、建設廃棄物再生処理装置（破碎装置、加熱混合装置）及び生ゴミ処理機を適用対象から除外する。
- 再生紙製造設備に係る基準取得価額を取得価額の100分の50相当額（現行100分の75相当額）に引き下げる。
- 償却割合を100分の23（現行100分の25）に引き下げる。
- (3) 障害者対応設備等の特別償却制度の適用期限を2年延長する。
- (4) 特定再開発建築物等の割増償却制度について、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の認定建築物の範囲に一定の増改築等を加えた上、割増率を100分の10（現行100分の12）に引き下げる。
- (5) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の適用期限を2年延長する。
- (6) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の適用期限を2年延長する。
- (7) 山林に関する相続税について、次の措置を講ずる。
- 個人が相続又は遺贈により取得した山林（立木及び林地）のうち被相続人が森林施業計画を作成しており、かつ、相続人が引き続き森林施業計画に基づく施業を継続していた場合の当該森林施業計画が作成されている区域内に存する山林については、相続税の課税上、その課税価格を5%減額する措置を講ずる。
- なお、この特例を選択した場合には、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例等の適用を停止する。
- （注）上記の改正は、平成14年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。
- 計画伐採に係る相続税の延納等の特例について、その適用要件である森林施業計画に係る立木の価額の課税相続財産の価額に占める割合を20%以上（現行30%以上）に引き下げるとともに、利子税の割合を年0.6%〔年1.2%〕（現行年1.6%〔年3.0%〕）に引き下げる。
- （注1）上記の改正は、平成14年4月1日以後の期間に対応する利子税について適用する。
- （注2）利子税の割合の本書きは、利子税の割合の特例措置の適用後の利子税の割合（公定歩合が年0.1%の場合）であり、〔 〕書きは、利子税の割合の特例措置の適用前の利子税の割合である。
- (8) 自動車リサイクル法（仮称）の制定及び道路運送車両法の改正により、マニフェスト（仮称）が義務付けられるとともに抹消制度が整備されることに伴い、マニフェスト（仮称）により、使用済み自動車が適正に解体処理されたことが陸運支局長等により確認された場合に、自動車検査証の有効期間の残期間に相当する自動車重量税額を還付する措置を講ずる。
- （注）上記の改正は、自動車リサイクル法（仮称）によりマニフェスト（仮

称)が義務付けられるとともに道路運送車両法の改正により抹消制度が整備される時期に合わせて実施する。

3 沖縄の経済振興等に係る税制上の措置

沖縄振興特別措置法(仮称)の制定等に伴い、次の税制上の措置を講ずる。

- (1) 金融業務特別地区(仮称)内において新設された法人のうち、専ら同地区内で金融業又は金融関連業務を営むものであって常時使用する従業員が20人以上であること等の要件を満たす認定法人については、その設立後10年間、同地区内で営む金融業又は金融関連業務から得られた所得について、100分の35の所得控除を認める。ただし、所得控除額は金融業務特別地区内における人件費の100分の20を限度とし、下記(2)の特別税額控除制度との選択適用とする。
- (2) 金融業務特別地区(仮称)内において新增設された金融業又は金融関連業務用の建物等、機械装置及び特定の器具備品について、取得価額の100分の15(建物等については、100分の8)の特別税額控除を認める。ただし、特別税額控除額は、当期の法人税額の100分の20を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しを認める。
- (3) 特定情報中枢機能振興地区(仮称)内において新設された法人のうち、専ら同地区内で特定の情報中枢事業を営むものであって常時使用する従業員が20人以上であること等の要件を満たす認定法人については、その設立後10年間、同地区内で営む特定の情報中枢事業から得られた所得について、100分の35の所得控除を認める。ただし、下記(6)の特別税額控除制度との選択適用とする。
- (4) 産業総合振興地域(仮称)内において新增設された工業等の用に供される機械装置、特定の器具備品及び建物等について、取得価額の100分の34(建物等については、100分の20)の特別償却又は取得価額の100分の15(建物等については、100分の8)の特別税額控除の選択適用を認める。ただし、特別税額控除額は、当期の法人税額の100分の20を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しを認める。
- (5) 沖縄振興特別措置法(仮称)内において中小企業経営革新支援法の特例措置が講じられることに伴い、次の税制措置を講ずる。

経営革新計画の承認を受けた沖縄の中小企業者が取得する承認経営革新計画に定める機械装置、特定の器具備品及び建物等について、取得価額の100分の34(建物等については、100分の20)の特別償却又は取得価額の100分の15(建物等については、100分の8)の特別税額控除の選択適用(一定の要件を満たすリース資産(機械装置及び器具備品に限る。))についても、特別税額控除を適用)を認める。ただし、特別税額控除額は、当期の法人税額の100分の20を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しを認める。

経営基盤強化計画を実施する沖縄の中小企業者が有する機械装置及び建物等について、100分の27の割増償却を認める。

経営革新計画の承認を受けた沖縄の組合等が構成員に賦課する負担金について特別償却を認め、増加試験研究費の特別税額控除制度の対象に加えるとともに、組合等が負担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳を認める。

経営革新計画の承認を受けた沖縄の中小企業者の欠損金額について、前1年間の繰戻し還付を認める。

- (6) 沖縄振興開発特別措置法に基づいて講じられている次の措置については、次のとおり拡充又は適用期限の延長を行う。

特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除制度の認定期限を平成 19 年 3 月 31 日まで延長するとともに、自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を新增設した場合の特別償却又は特別税額控除制度の適用期限を 5 年延長する。

情報通信産業振興地域において情報通信産業用機械等を新增設した場合の特別税額控除制度について、対象業務及び対象設備を拡充した上、その適用期限を 5 年延長する。

観光振興地域について、地域指定要件及び対象施設要件の緩和を行った上、同地域において特定民間観光関連施設を新增設した場合の特別税額控除制度の適用期限を 5 年延長する。

沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却制度の適用期限を 5 年延長する。

沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限を 5 年延長する。また、平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間の措置として、対象となる路線に、沖縄県の離島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線のうち特定離島路線に係る航空機燃料税の税率の特例措置の対象とされている路線を加える。

- (7) 次の復帰特別措置の適用期限を 5 年延長する。

県産酒類に係る酒税の軽減措置

揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の軽減措置

輸出物品販売場に係る消費税の特例措置

4 その他

- (1) 2005 年日本国際博覧会出展準備金（仮称）制度を創設する。
- (2) 全国新幹線鉄道整備法において新幹線鉄道特別大規模改修工事引当金（仮称）が義務づけられることに伴い、新幹線鉄道特別大規模改修工事準備金（仮称）制度を創設する。
- (3) 中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の構成員の漁船の割増償却制度について、漁業経営改善計画（仮称）を実施する漁業者が取得する漁船につき、5 年間普通償却限度額の 100 分の 14 の割増償却を認める措置に改組する。
- (4) 中小漁業構造改善計画に基づき漁業者が建造する漁船の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、漁業経営改善計画（仮称）を実施する漁業者が、漁船を取得した場合の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を 1,000 分の 3（本則 1,000 分の 4）に軽減する措置に改組した上、その適用期限を 2 年延長する。
- (5) 公益法人等の収益事業に係る課税について、私立大学等が他の者の委託に基づいて行う研究に係る一定の事業を請負業の範囲から除外する。
- (6) 寄附金控除等の対象となる特定公益増進法人の範囲に、次に掲げる法人を加える。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の規定に基づき犯罪被害者等早期援助団体として指定された民法法人

障害者スポーツの総合的な普及振興及び障害者スポーツを行う他の団体に対する支援を主たる目的とする民法法人でその業務が全国の区域に及ぶもの

- (7) 相続財産を贈与した場合に相続税が非課税とされる法人の範囲に、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の規定に基づき犯罪被害者等早期援助団体として指定された民法法人を加える。
- (8) 認定NPO法人制度について、認定要件の一部を緩和する。

五 その他の租税特別措置の改正

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

1 廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

- (1) 中小企業新技術体化投資促進税制
- (2) 沖縄の工業等開発地区における工業用機械等の特別税額控除又は特別償却
- (3) 沖縄の特別中小企業者が事業化設備等を取得した場合等の特別税額控除
- (4) 製品輸入額が増加した場合の特別税額控除
- (5) 再生資源分別回収設備の特別償却
- (6) 特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却
- (7) 特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却
- (8) 低開発地域工業開発地区における工業用機械等の特別償却
- (9) 自由貿易地域投資損失準備金
- (10) 創業中小企業投資損失準備金
- (11) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- (12) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による承認に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- (13) 新事業創出促進法の規定により読み替えて適用される産業活力再生特別措置法の規定による認定に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- (14) 沿道整備権利移転等促進計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- (15) 鉄道事業者が日本鉄道建設公団から無償で取得する一定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置
- (16) 沖縄の料飲店用輸入ウイスキー類に係る酒税の軽減措置

2 縮減等

(1) 特別償却

公害防止用設備の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を1年又は2年延長する。

イ 一般公害防止用設備の構築物に係る償却割合を100分の12(現行100分の16)に引き下げる。

ロ 脱特定物質対応型設備に係る取得価額の最低限度を230万円(現行200万円)に引き上げる。

電線類地中化設備の特別償却制度について、対象設備の範囲の見直しを行う。

船舶等の特別償却制度について、船員訓練設備に係る償却割合を100分の10(現行100分の16)に引き下げる。

特定中核的民間施設等の特別償却制度のうち、山村振興法の保全事業用資

産の特別償却制度及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の農林業等活性化基盤施設の特別償却制度の建物等に係る取得価額の最低限度を 2,000 万円（現行 1,700 万円）に引き上げる。

地震防災対策用資産の特別償却制度について、償却割合を 100 分の 9（現行 100 分の 10）に引き下げる。

事業革新設備等の特別償却制度について、次の見直しを行う。

イ 産業活力再生特別措置法に係る措置につき、対象設備の見直しを行う。

ロ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に係る措置について、償却割合を、機械装置にあっては 100 分の 12（現行 100 分の 14）に、建物等にあっては 100 分の 6（現行 100 分の 7）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を平成 15 年 6 月 30 日まで延長する。

特定電気通信設備等の特別償却制度について、次の見直しを行う。

イ 電気通信利便性充実設備に係る特別償却について、加入者系光ファイバケーブルに係る償却割合を 100 分の 6（現行 100 分の 7）に引き下げるとともに、電気通信事業者が取得する次世代インターネットプロトコル対応のルーター（事業所と加入者間の事業所側に設置するものに限る。）につき 100 分の 12 の特別償却を認める。

ロ 電気通信役務安定提供設備に係る特別償却について、回線切替装置に係る償却割合を 100 分の 5（現行 100 分の 6）に引き下げる。

ハ 不正アクセス対策用設備に係る特別償却について、ファイアウォール装置に係る償却割合を 100 分の 15（現行 100 分の 20）に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

商業施設等の特別償却制度について、食品流通構造改善促進法の共同利用施設及び食品商業集積施設に係る措置を廃止した上、その適用期限を 2 年延長する。

特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を 100 分の 20（現行 100 分の 22）に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を 100 分の 9（現行 100 分の 10）に引き下げるとともに、対象資産の取得価額の最低限度を 2,800 万円超（現行 2,500 万円超）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

医療用機器等の特別償却制度について、一般の医療用機器に係る取得価額の最低限度を 500 万円（現行 400 万円）に引き上げる。

農業経営改善計画等を実施する者の機械等の割増償却制度について、共同改善計画に係る措置の割増率を 100 分の 12（現行 100 分の 14）に引き下げた上、林業経営改善計画に係る措置及び共同改善計画に係る措置の適用期限を 2 年延長する。

優良賃貸住宅等の割増償却制度について、割増率を、耐用年数 35 年以上のものにあっては 100 分の 40（現行 100 分の 44）に、耐用年数 35 年未満のものにあっては 100 分の 30（現行 100 分の 32）に引き下げるとともに、都心共同住宅に係る措置の適用対象から高度利用地区の区域及び再開発地区計画の区域内の建築物を除外した上、その適用期限を 2 年延長する。

倉庫用建物等の割増償却制度について、割増率を 100 分の 12（現行 100 分

の 16) に引き下げるとともに、対象資産に係る規模要件を引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

(2) 準備金等

海外投資等損失準備金制度について、特定の海外債権に係る措置を廃止した上、その適用期限を 2 年延長する。

プログラム等準備金制度について、次の見直しを行う。

イ 汎用プログラムのうち制御プログラムの開発費用の積立てについて、積立率を 100 分の 10 (現行 100 分の 13) に引き下げるとともに、積立限度額を年 5 億円 (現行 年 6 億 5,000 万円) に引き下げる。

ロ 汎用プログラムのうち制御プログラム以外のものの開発費用に係る積立率を収入金額 100 億円以下の部分にあつては 100 分の 20 (現行 100 分の 23) に、収入金額 100 億円超の部分にあつては 100 分の 10 (現行 100 分の 15) にそれぞれ引き下げる。

ハ 情報処理システムの企画等の役務の開発に要する費用に係る積立率を 100 分の 7 (現行 100 分の 9) に引き下げる。

ニ データベースの構成に要する費用に係る積立率を収入金額 100 億円超の部分にあつては、100 分の 6 (現行 100 分の 8) に引き下げる。

ホ 統合情報処理システムサービスの補修費用に係る積立限度額を年 5 億円 (現行 年 10 億円) に引き下げる。

異常危険準備金制度について、次の見直しを行う。

イ 火災保険等に係る異常危険準備金について、洗替保証限度額を現行の当年度保険料の 100 分の 34 相当額から、平成 14 年度にあつては 100 分の 32 相当額に、平成 15 年度にあつては 100 分の 30 相当額に引き下げる。

ロ 船舶保険等に係る異常危険準備金及び原子力保険に係る異常危険準備金について、準備金の積立て後 10 年を経過したものについては益金の額に算入する。

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例制度について、適用対象から次に掲げる業務に充てるための負担金を除外する。

イ 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の基本構想に係る生涯学習の機会の提供に必要な一定の業務

ロ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の振興財団が行う特定施設の整備事業に必要な一定の業務等

ハ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特定周辺整備地区の施設整備に関する業務

(3) 登録免許税の特例

国有農地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象から次の登記を除外した上、その適用期限を 2 年延長する。

イ 農地法第 36 条の規定による土地の売渡しを受けた場合の所有権の保存登記

ロ 農地法第 61 条の規定による土地の売渡しを受けた場合の所有権の保存登記及び移転登記

農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 1.5 (現行 1,000 分の 1) に引き上げる。

農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から事業譲渡により土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。

イ 漁業協同組合が、平成 14 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に、水産業協同組合法の規定に基づき漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合について、税率を 1,000 分の 6（本則 1,000 分の 50）等に軽減する措置を加える。

ロ 森林組合が森林組合法の規定により森林組合連合会の権利義務を包括承継した場合の軽減措置を廃止する。

ハ 農業共済組合が農業災害補償法の規定により農業共済組合連合会の権利義務を包括承継した場合の軽減措置の適用期限を 2 年延長する。

中小企業者が集団化等のため取得する土地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。

イ 事業協同組合等が旧中小企業事業団から融資を受けて取得した土地等を組合員等に再譲渡する場合の軽減措置について、経過措置の一部を見直した上、その適用期限を 1 年延長する。

ロ 事業協同組合等が環境事業団から譲り受けた土地を組合員等に再譲渡する場合の軽減措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止する。

国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 1.5（現行 1,000 分の 1）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

公的医療機関の開設者等が国立病院等に係る土地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象者の範囲を見直した上、その適用期限を 1 年延長する。

特定の民間都市開発事業等の用に供する土地を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。

イ 特定の民間都市開発事業等の用に供する土地を取得した場合の軽減措置を廃止する。

ロ 特定の公共的建設事業の用に供する土地を取得した場合の軽減措置について、適用対象となる施設の範囲から、一定の漁港施設を除外する。

民間都市開発推進機構が取得する土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置を 1,000 分の 6（本則 1,000 分の 50）の税率による軽減措置に改組する。

不動産特定共同事業の事業者が取得する不動産の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象から任意組合型の契約に係る事業を除外した上、その適用期限を 2 年延長する。

認定特定事業計画等に基づき施設等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。

イ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する認定特定事業計画等に基づき施設等を取得した場合の軽減措置について、適用対象となる施設等の範囲を見直した上、その適用期限を 2 年延長する。

ロ 新事業創出促進法に規定する認定中核的支援機関が基本構想に基づき不動産を取得した場合の軽減措置を廃止する。

(4) その他

工業等開発地区内の農用地等を譲渡した場合の 800 万円特別控除、工業等開発地区への事業用資産の買換え特例、特定事業所に係る海外投資等損失準備金、沖縄の旧中小企業近代化促進法に係る措置等について、廃止する。

3 適用期限の延長

- (1) 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の適用期限を 5 年延長する。
- (2) 民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例の適用期限を 2 年延長する。
- (3) 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税制度の適用期限を 2 年延長する。
- (4) 特定余暇利用施設の特別償却制度について、基本構想の変更同意期限を 2 年延長する。
- (5) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例制度の適用期限を 2 年延長する。
- (6) 欠損金の繰戻し還付の不適用措置の適用期限を 2 年延長する。
- (7) 清酒等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を 1 年延長する。
- (8) その他、航空機の特別償却制度等について、その適用期限の延長を行う。

六 その他

- 1 国立ハンセン病療養所等を退所した者に対してハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定する福祉の増進の措置として国から支給される退所者給与金については、所得税を課さないこととする。
- 2 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度等について、対象となる国庫補助金等の範囲に次に掲げる助成金等を加える。
 - (1) 電波法の特定周波数変更対策業務に基づく指定周波数変更対策機関の給付金
 - (2) 農畜産業振興事業団法附則第 11 条第 1 項の砂糖生産振興資金を活用して行う事業に基づく農畜産業振興事業団の助成金
 - (3) 産業技術力強化法に基づく新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金で高効率次世代半導体製造システム技術開発補助事業等に係るもの
- 3 非居住者又は外国法人が匿名組合契約に基づいて支払を受ける利益の分配について、国内の事業者が 10 人未満の匿名組合員と匿名組合契約を締結している場合における利益の分配を、源泉徴収の対象とする。

(注) 上記の改正は、平成 14 年 4 月 1 日以後に支払われる利益の分配について適用する。
- 4 外国税額控除制度について、外国法人税又は外国所得税が控除対象とされない通常行われない取引の範囲に、債権譲渡を利用した租税回避取引を加える等所要の整備を行う。
- 5 簡易な簿記の方法により記録している者に係る青色申告特別控除の特例の適用期限を 3 年延長する。
- 6 被災代替資産等の特別償却制度の適用期限を 3 年延長する。
- 7 震災特例法に係る特定の資産の買換えの場合等の課税の特例制度の適用期限を 3 年延長する。
- 8 その他所要の税制の整備を行う。

(備考)

平成 14 年度の税制改正による増減収額は、別添(参考)のとおりと見込まれる。

別紙 連結納税制度

1 基本的な仕組み

(1) 適用法人

連結納税制度の適用法人は、内国法人である親会社（100%子会社に該当するものを除く。）と、その親会社に発行済株式の全部を直接又は間接に保有されるすべての内国法人（100%子会社）とする。

なお、親会社は普通法人と協同組合等に、100%子会社は普通法人に限る。

従業員持株会の株式及びストック・オプションにより取得された株式のうち、一定のものについては、上記の保有割合の判定から除外する。

(2) 適用方法

連結納税制度を適用しようとするときは、その適用しようとする事業年度開始の日の前日から起算して6月前の日までに親会社及びそのすべての100%子会社の連名で承認申請書を国税庁長官に提出し、その承認を受ける。

その承認申請書の提出後、連結納税制度を適用しようとする事業年度開始の日の前日までに承認又は却下の処分がなかった場合には、その前日に承認があったものとみなす。

上記の承認申請書の提出期限は、親会社の設立事業年度から連結納税制度を適用しようとするときはその設立の日から起算して1月を経過する日と設立事業年度終了の日から起算して5月前の日とのいずれか早い日とし、設立事業年度の翌事業年度から連結納税制度を適用しようとするときは設立事業年度終了の日と翌事業年度終了の日から起算して5月前の日とのいずれか早い日とすることができる。この場合、その承認申請につき承認又は却下の処分がなかったときのみなし承認の日は、その承認申請の日の翌日から起算して5月を経過する日とする。

なお、この特例の適用を受ける場合には、その資産の時価評価による評価損益を計上する必要がある100%子会社について、翌連結事業年度開始の日に連結グループに加入したものとする等の措置を講ずる。

連結納税制度の適用の取りやめは、やむを得ない事由がある場合に限るものとし、事前に国税庁長官の承認を受ける。

(3) 納税主体

親会社は、連結所得に対する法人税の申告及び納付を行う。

連結納税制度の適用を受けた100%子会社は、連結所得に対する法人税について連帯納付責任を負う。

連結納税制度の適用を受けた100%子会社は、連結所得の個別帰属額等を記載した書類を税務署に提出する。

(4) 連結事業年度

連結事業年度は、親会社の事業年度に合わせたものとする。

(5) 連結所得金額及び連結税額の計算

連結所得金額及び連結税額の計算の基本的な仕組み

イ 連結所得金額は、連結グループ内の各法人の所得金額を基礎とし、これに所要の調整を加えた上で、連結グループを一体として計算する。

ロ 連結税額は、連結所得金額に税率を乗じた金額から各種の税額控除を行って計算する。

ハ 連結所得金額及び連結税額の計算の過程においては、所要の調整を行った結果

算出される金額等を連結グループ内の各法人に合理的な基準により配分する。

二 連結税額については、連結グループ内の各法人の個別所得金額又は個別欠損金額を基礎として計算される金額を基にして配分する。

連結グループ内の法人間の取引

イ 連結グループ内の法人間の資産等の取引は、原則どおり時価により行う。

ロ 連結グループ内の法人間で固定資産、土地等、金銭債権、有価証券（売買目的有価証券を除く。）又は繰延資産（これらの資産のうちその帳簿価額が1,000万円未満のものを除く。）の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益は、その資産の連結グループ外への移転、連結グループ内での費用化等の時に、その移転を行った法人において計上する。

なお、この場合、減価償却資産、有価証券及び繰延資産に係る譲渡損益については、簡便法により計上を行うことができる。

ハ 連結グループ内の法人間の寄附金については、その全額を損金不算入とする。

利益・損失の二重計上の防止

連結納税制度の適用を受けている100%子会社（以下「連結子会社」という）の株式を譲渡する場合、連結納税制度の適用を取りやめる場合等には、その譲渡等の時において、その連結子会社の株式の帳簿価額の修正を行う。

連結欠損金額

イ 連結欠損金額は、5年間で繰越控除する。

ロ 連結納税制度の適用開始前に生じた欠損金額については、次に掲げるものに限って、連結納税制度の下で繰越控除する。

(イ) 親会社のその適用開始前5年以内に生じた欠損金額

(ロ) その適用開始前5年以内に行われた株式移転により設立された親会社とその株式移転に係る完全子会社であった連結子会社の株式の全部をその株式移転の日から継続して保有している場合のその連結子会社のその適用開始前5年以内に生じた欠損金額又は連結欠損金額の個別帰属額

ハ 連結納税制度の適用を取りやめる場合、連結子会社が連結グループから離脱する場合等には、連結欠損金額の個別帰属額をその取りやめる親会社若しくは連結子会社又は離脱する連結子会社に引き継ぐ。

税率

連結所得に対する法人税の税率は、次のとおりとする。ただし、2年間の措置として、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する連結事業年度については、次の税率（注書きに掲げる税率を含む。）に2%を上乗せする。

イ 親会社が普通法人である場合の税率 30%

ロ 親会社が中小法人である場合の軽減税率（年800万円以下の部分） 22%

ハ 親会社が協同組合等である場合の軽減税率 23%

（注）1 親会社が特定の医療法人である場合の軽減税率は、23%とする。

2 親会社が特定の協同組合等に該当する場合の年10億円を超える部分に対する税率は、26%とする。

(6) 申告納付期限

連結税額の申告納付は、連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に行う。

連結申告については、2月の申告期限延長の特例を設ける。

(7) 連結納税制度の適用開始・連結グループへの加入・連結グループからの離脱
連結納税制度の適用開始

- イ 連結納税制度の適用を受ける法人について、その適用開始の前後でみなし事業年度を設け、適用開始前の期間については単体納税制度又は他の連結グループの連結納税制度の下で申告納付を行い、適用開始以後の期間については連結納税制度の下で申告納付を行う。
- ロ 連結納税制度の適用を受ける法人の資産（固定資産、土地等、金銭債権、有価証券（売買目的有価証券を除く。）又は繰延資産（これらの資産のうちその含み損益が資本等の金額の2分の1又は1,000万円のいずれか少ない金額に満たないものを除く。）とする。ロ及びハにおいて同じ。）については、直前の事業年度において、時価評価により評価損益を計上する。ただし、次の法人については、資産の時価評価による評価損益の計上を行わない。
- (イ) 親会社
- (ロ) 親会社が最初の連結事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に株式移転により設立され、かつ、親会社はその株式移転の日からその開始の日まで継続してその株式移転に係る完全子会社であった100%子会社の株式の全部を直接又は間接に保有していた場合のその100%子会社
- (ハ) 親会社が最初の連結事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日まで継続して100%子会社の株式の全部を直接又は間接に保有していた場合のその100%子会社
- (ニ) 親会社又はその100%子会社が最初の連結事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日の前日までの間に100%子会社を設立し、かつ、親会社はその設立の日からその開始の日まで継続してその100%子会社の株式の全部を直接又は間接に保有していた場合のその100%子会社
- (ホ) 親会社が最初の連結事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に適格合併、合併類似適格分割型分割又は株式移転により法人（被合併法人、分割法人又は完全子会社）がその5年前の日（その被合併法人、分割法人又は完全子会社がその5年前の日からその合併の日の前日、分割の日の前日又は株式移転の日までの間に設立した100%子会社については、その設立の日）からその合併の日の前日、分割の日の前日又は株式移転の日まで継続してその株式の全部を直接又は間接に保有していた法人に限る。）の株式の全部を直接又は間接に有することとなり、かつ、親会社はその合併、分割又は株式移転の日からその開始の日まで継続してその株式の全部を直接又は間接に保有していた場合のその法人
- (ヘ) 最初の連結事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に、法人の株主の有するその法人の端株のその法人、親会社若しくはその100%子会社による買取りその他これに類する買取り又は法人の株主が法令の規定によりその有するその法人の株式の保有を制限されたことに伴うその株式のその法人、親会社若しくはその100%子会社による買取りにより、親会社はその法人の株式の全部を直接又は間接に有することとなり、かつ、これらの事由が生じた日からその開始の日まで継続してその株式の全部を直接又は間接に保有していた場合のその法人
- (ト) 親会社が最初の連結事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に株式交換により法人（完全子会社とその完全子会社がその5年前の日（その完全子会社がその5年前の日から株式交換の日までの間に設立した100%子会社については、その設立の日）からその株式交換の日まで継続してその株式

の全部を直接又は間接に保有していた法人とに限る。)の株式の全部を直接又は間接に有することとなり、かつ、株式交換の日からその開始の日まで継続してその株式の全部を直接又は間接に保有していた場合で、次の要件を満たすときのその法人

- () 直前の事業年度終了の時ににおいて、その法人の資産(棚卸資産、法令の規定により保有を制限されることとなるもの及びこれに類するものを除く。)の全部につき、最初の連結事業年度開始の日以後に譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由による利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと。
- () その法人の資産について、直前の事業年度の法人税の申告期限までに、そのすべての明細を税務署に届け出ていること。
- () 直前の事業年度終了の時ににおいて、親会社が継続してその法人の株式の全部を直接又は間接に保有することが見込まれていること。
- () 法人税を免れる目的でその法人を 100%子会社としたものでないことが明らかであること。

連結グループへの加入

- イ 連結グループに加入する法人()において「加入法人」という。)について、その加入の前後でみなし事業年度を設け、加入前の期間については単体納税制度又は他の連結グループの連結納税制度の下で申告納付を行い、加入以後の期間については連結納税制度の下で申告納付を行う。
- ロ 加入法人の決算日及びその加入の日が親会社の決算日の前後1月以内となっている場合には、加入法人について、みなし事業年度の特例を設ける。
- ハ 加入法人の資産については、直前の事業年度において、時価評価により評価損益を計上する。ただし、次の法人については、資産の時価評価による評価損益の計上を行わない。
 - (イ) 親会社又は連結子会社が100%子会社を設立した場合のその100%子会社
 - (ロ) 親会社が適格合併等(適格合併又は合併類似適格分割型分割をいう。)により法人(被合併法人又は分割法人が適格合併等の日の5年前の日(その被合併法人又は分割法人がその5年前の日から適格合併等の日の前日までの間に設立した100%子会社については、その設立の日)から適格合併等の日の前日まで継続してその株式の全部を直接又は間接に保有していた法人に限る。)の株式の全部を直接又は間接に有することとなった場合のその法人
 - (ハ) 法人の株主の有するその法人の端株のその法人、親会社若しくはその100%子会社による買取りその他これに類する買取り又は法人の株主が法令の規定によりその有するその法人の株式の保有を制限されたことに伴うその株式のその法人、親会社若しくはその100%子会社による買取りにより、親会社がその法人の株式の全部を直接又は間接に有することとなった場合のその法人
 - (ニ) 親会社が株式交換により法人(完全子会社とその完全子会社が株式交換の日の5年前の日(その完全子会社がその5年前の日から株式交換の日までの間に設立した100%子会社については、その設立の日)から株式交換の日まで継続してその株式の全部を直接又は間接に保有していた法人とに限る。)の株式の全部を直接又は間接に有することとなった場合で、次の要件を満たすときのその法人
 - () 株式交換の時ににおいて、その法人の資産(棚卸資産、法令の規定により保

有を制限されることとなるもの及びこれに類するものを除く。)の全部につき、株式交換の後に譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由による利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと。

- () その法人の資産について、直前の事業年度の法人税の申告期限までに、そのすべての明細を税務署に届け出ていること。
- () 株式交換の時ににおいて、親会社が継続してその法人の株式の全部を直接又は間接に保有することが見込まれていること。
- () 法人税を免れる目的でその法人を 100%子会社としたものでないことが明らかであること。

連結グループからの離脱

イ 連結事業年度の中で連結グループから離脱する連結子会社については、その離脱した日の属する連結事業年度開始の日に離脱したものとみなす。

ロ 連結グループから離脱した法人については、5年間再加入を認めない。

その他

連結納税制度の適用開始前又は連結グループの加入前の長期割賦販売等に係る損益で繰り延べているもの(1,000万円未満のものを除く。)及び特定資産の買換え等に係る特別勘定の金額(1,000万円未満のものを除く。)については、その法人(上記ロ又はハの時価評価の適用除外となる法人に該当するものを除く。)の直前の事業年度において、その繰り延べている損益の計上又はその特別勘定の金額の取崩しを行う。

2 連結所得金額・連結税額の計算に係る諸制度の取扱い

次に掲げる諸制度については、それぞれ次のとおりとする。

また、他の諸制度についても、連結グループを一体として要件の判定や計算等を行うことを基本としつつ、制度の趣旨や技術的な観点も踏まえ、措置する。

(1) 受取配当

連結グループ内の連結子会社からの受取配当については、負債利子を控除せず、その全額を益金不算入とする。

親会社又は連結子会社の有する連結グループ外の法人の株式が特定株式等に該当するか否かについては、連結グループ全体の保有株式数等により判定する。

連結グループ外の法人からの受取配当に係る負債利子の控除額は、連結グループ全体で計算する。

(2) 減価償却

減価償却費については、連結グループ内の各法人の個別計算による。

(3) 寄附金

寄附金の損金不算入額は、連結グループを一体として計算する。

寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる所得金額及び資本等の金額は、連結所得金額及び親会社の資本等の金額とする。

連結グループ内の法人間の寄附金については、その全額を損金不算入とする。

(4) 圧縮記帳

交換に係る圧縮記帳や特定資産の買換えに係る圧縮記帳等については、連結グループ内の各法人ごとに適用する。

連結グループ内の法人に対して資産の譲渡を行い、これに圧縮記帳を適用しようとする場合には、まず圧縮記帳を適用し、圧縮損を控除した譲渡益の残額について連結グループ内の法人間の取引に係る取扱い(前掲1(5)ロ)を適用する。

- (5) 貸倒引当金等
貸倒引当金
イ 貸倒引当金については、連結グループ内の各法人の個別計算による。
ロ 連結グループ内の法人間の金銭債権は、貸倒引当金の繰入限度額の計算の対象となる金銭債権から除くとともに、一括評価金銭債権に係る貸倒実績率の計算からも除く。
その他の引当金・準備金
その他の引当金・準備金については、基本的には、連結グループ内の各法人の個別計算による。
 - (6) 交際費
交際費の損金不算入額は、親会社の資本金額を基に連結グループを一体として計算する。
 - (7) 所得税額控除
所得税額控除は、連結グループを一体として適用する。
 - (8) 外国税額控除
外国税額の控除限度額は連結グループを一体として計算し、控除額は各法人ごとに控除限度超過額又は控除余裕額の調整を行った後の金額の合計額とする。
間接外国税額控除制度の対象となる外国子会社又は外国孫会社に該当するか否かについては、連結グループ全体の保有株式数等により判定する。
 - (9) 同族会社の留保金課税
同族会社の留保金課税については、親会社が同族会社である場合に、連結グループを一体として適用する。
 - (10) 特別税額控除
増加試験研究費の税額控除については、連結グループを一体として適用する。
設備投資に係る税額控除については、各法人ごとに計算することとし、連結税額の一定額を限度とする。
 - (11) その他の租税特別措置等
日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の附則の規定に基づき設立された地域会社及び長距離会社の連結納税制度の適用開始前5年以内に生じた欠損金額について、連結欠損金額として繰越控除する措置を講ずる。
その他の租税特別措置等については、それぞれの制度の目的や仕組み、連結納税制度の趣旨等に配慮しつつ、所要の整備を行う。
- 3 租税回避行為の防止
多様な租税回避行為に適切に対応するため、包括的な租税回避行為防止規定等を設ける。
 - 4 その他の整備
質問検査権、罰則、徴収の所轄庁等について所要の整備を行う。
 - 5 適用関係
 - (1) 連結納税制度の適用
連結納税制度は、平成14年4月1日以後に開始し、かつ、平成15年3月31日以後に終了する事業年度から適用する。
 - (2) 経過措置
連結納税制度の創設に伴い、次の経過措置を講ずる。
承認に関する経過措置

平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 6 月 30 日までの間に開始し、かつ、平成 15 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度から連結納税制度を適用しようとする場合、その適用しようとする最初の事業年度終了の日から起算して 6 月前の日（その日が平成 14 年 12 月 31 日後である場合には、同日）までに申請書を提出し、その事業年度終了の日（その日が平成 15 年 6 月 30 日後である場合には、同日）までに承認を受けたときは、その事業年度から連結納税制度を適用することができる。

適用開始時の 100%子会社及び最初の連結事業年度中に加入する法人に関する経過措置

イ 上記 の適用を受ける場合には、次に掲げる法人については、最初の連結事業年度の翌連結事業年度開始の日に連結グループに加入したものとす。

(イ) 適用開始時の 100%子会社のうち、その有する資産について時価評価による評価損益の計上を行う必要があるもの

(ロ) 最初の連結事業年度中に連結グループに加入する法人のうち、その有する資産について時価評価による評価損益の計上を行う必要があるもの

なお、適用開始時の 100%子会社で親会社と事業年度が異なるもののうち、その有する資産について時価評価による評価損益の計上を行う必要のないものについては、最初の連結事業年度中に開始する最終の事業年度開始の日に連結グループに加入したものとす。

ロ 連結納税制度の適用開始の場合の資産の時価評価による評価損益の取扱いに関しては、平成 18 年 12 月 31 日以前に開始する連結事業年度においては、最初の連結事業年度開始の日の 5 年前の日は平成 14 年 1 月 1 日とし、連結グループへの加入の場合の資産の時価評価による評価損益の取扱いに関しては、平成 18 年 12 月 31 日以前に適格合併等の加入事由が生ずる場合には、加入する法人の株式の保有期間の起算日は平成 14 年 1 月 1 日とする。

中間申告に関する経過措置

上記 の適用を受ける場合には、中間申告について所要の調整を行う。

6 連結納税制度の創設に伴う税収減への財源措置

(1) 連結納税制度の仕組みの中での措置

連結付加税

連結所得に対する法人税の税率に、平成 14 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に開始する連結事業年度について、付加的に 2 % を上乘せする。

連結子会社の連結前欠損金の持込み制限

連結納税制度の適用開始前に生じた欠損金額及び連結グループ加入前に生じた欠損金額について、親会社等のものを除き連結納税制度の下での繰越控除の対象外とする。

創設当初の加入子会社等の適用時期の特例（新規子会社等の加入制限）

連結納税制度の承認に関する経過措置の適用を受ける場合には、最初の連結事業年度中に連結グループに加入する法人及び連結納税制度の適用開始時の 100%子会社のうち、その有する資産について時価評価による評価損益の計上を行う必要があるものについては、翌連結事業年度まで連結グループに加入できないものとする。

(2) 課税ベースの見直し

受取配当の益金不算入制度について、特定利子に係る措置を廃止し、特定株式等以外の株式等に係る受取配当の益金不算入割合を 80% から 50% に引き下げ

るとともに、次の措置を講ずる。

イ 受取配当の益金不算入割合の引下げに関し、中小法人及び協同組合等について、平成 14 年度を 70%、平成 15 年度を 60%とする経過措置を講ずる。

ロ 保険業法に基づく損害保険会社の積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る。）から支払われる利子について、平成 14 年度及び平成 15 年度の経過措置として負債利子控除の対象から除外する。

ハ 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づき公的資金を受け入れた経営健全化計画を提出する銀行持株会社の劣後特約付社債又は劣後特約付ローンに係る利子は、平成 14 年度及び平成 15 年度の措置として負債利子控除の対象から除外する。

退職給与引当金制度を廃止し、その廃止前の退職給与引当金勘定の金額については 4 年間（平成 14 年度及び平成 15 年度についてはその金額の 10 分の 3 ずつ、平成 16 年度及び平成 17 年度についてはその金額の 10 分の 2 ずつ）で取り崩す。中小法人及び協同組合等にあつては 10 年間（その金額の 10 分の 1 ずつ）で取り崩す。

経過措置により存置されている旧特別修繕引当金制度を廃止し、その廃止前の旧特別修繕引当金勘定の金額については 4 年間（その金額の 4 分の 1 ずつ）で取り崩す。

(3) 財源措置の見直し

現下の厳しい財政事情に鑑み連結付加税は 2 年間の措置として導入することとしたことから、2 年後において、連結納税制度の実施状況や財政状況を踏まえ、改めて財源措置の見直しを行う。